

○東京藝術大学における大学間相互単位互換協定に基づく
特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項

〔平成16年6月11日〕
学 長 裁 定

改正 平成17年6月22日 平成20年4月15日
平成25年10月24日 平成27年5月14日

1 趣旨

大学（大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。以下同じ。）間の相互単位互換協定に基づき、他の大学の授業科目を履修する者（以下「特別聴講学生」という。）に対し、授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資する。

2 対象となる特別聴講学生

本学と公立又は私立の大学との間において締結された大学間相互単位互換協定（以下「協定」という。）に基づき、本学の授業科目を履修する公立又は私立の大学の学生とする。

3 不徴収の内容

授業料とする。

なお、検定料及び入学料については、東京藝術大学特別聴講学生規則の定めるところにより徴収しないものとされている。

4 不徴収の基準

授業料を不徴収とするための基準は、次のとおりとする。

- (1) 協定を締結する大学の学生が、相互にそれぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認める協定であること。
- (2) 締結する協定又はその付属書において、授業料が相互に不徴収とされていること及び有効期間が記載されていること。

5 報告

- (1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、学生課に報告するものとする。
- (2) 各学部及び研究科は、授業料を不徴収とした特別聴講学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により学生課に報告するものとする。

6 実施時期

この実施要項による取扱いは、平成16年度から実施する。

7 事務処理

このことに係る事務は、学生課で処理する。

附 則

この要項は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

(別紙様式)

東京藝術大学における大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生
に対する授業料不徴収報告書（ 年度）

学部等名 _____

協定締結校名					
交換実績	学部等	授業科目名	単位数	人数	延べ単位数
(1) 受入					
受入合計				延べ人数 (実人数)	単位
(2) 派遣					
派遣合計				延べ人数 (実人数)	単位

(注) 本様式は、協定ごとに作成すること。